

## 生活にお困りの方は

病気や高齢で働けない、働き手の死亡や離別、失業などさまざまな事情で、経済的なお困りや、不安を抱えている場合は、どのような支援が必要かを一緒に考え、生活保護やその他の支援を行います。

### 【相談の進め方】

窓口にお声がけしてください（まずは何でお困りかを簡単に伝えてください）。



詳しい内容を相談室でお聞きします。

（何がお困りか、本人の希望など）



今、ご自分が利用できていない制度がないかを確認します。

（年金や失業給付、各種減額制度など）



それでも解決できない場合

ご相談者の、能力や資産（預金、生命保険、不動産）を活用して、自力で生活ができないか検討します。

（活用が可能でも、将来的には支援が必要でその時期の目途をお示しすることも可能）



最後に扶養義務者に援助を受ける事ができる人がいないか確認します。

経済的援助は無理で、支援が決まった場合でも、人的、精神的援助を受ける事ができるほうが、自立に有効な場合がありますので、ご検討をお願いする場合があります。

### 【支援の内容】

#### ○生活保護

定められた基準額（生活費・住宅費・教育費など）に、得られる収入（年金・給与など）を除いた額を支給します。

一般的な生活費は自力でまかなえるものの、医療費、介護費が支払えない時に、自己負担額を減らすことも行います。

この申請の決定にあたっては、ご相談者の状況（生活状況、資産、扶養義務者など）の調査を行う必要があります。

ただし、扶養義務者調査に関しては、虐待等居所を知られたくない正当な理由がある場合は配慮いたします。

#### ○生活困窮者自立支援

生活保護を受けられない、受けたくない場合に、主に離職者や収入が減った人を対象に再就労や生活の立て直しをめざし、家賃の支援や、就職活動の支援を行いません（家賃支援等には期間、額に一定の基準があります）。

#### ○その他

相談の中で、活用できていない他の制度をご説明し、その窓口につなぐことも行います。

【根拠など】

○生活保護

日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念を具体化した生活保護法に基づき、生活に困っている人の最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように手助けする制度です。

○生活困窮者自立支援

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする（生活困窮者自立支援法）制度です。

お問い合わせは

電話 354-8166 354-8167 354-8327 354-8076  
まで